

森林整備保全事業 設計変更ガイドライン (工事一時中止)

平成28年7月

林野庁
中部森林管理局

目 次

I 策定の目的	1
II 工事一時中止に係る手続き	2
1 工事の一時中止に係る手続きフロー	2
2 発注者の中止指示義務	3
3 発注者の中止権	4
4 工事を一時中止させる場合の指示内容等	4
5 基本計画書の作成・提出	5
6 工事一時中止期間中の配置技術者の取扱い	5
7 工期短縮計画書の作成	6
8 請負代金額又は工期の変更	7
(1) 請負代金額の変更	
(2) 工期の変更	
(3) 増し分費用の範囲	
(4) 増し分費用の算定	
(5) 増し分費用の項目と内容	
(6) 増し分費用の積算方法	
9 増し分費用の考え方	13
(1) 契約後準備工着手前に中止した場合	
(2) 準備工期間に中止した場合	
(3) 本工事施工中に中止した場合	
(参考) 増加費用の協議対象期間(例)	
III 工事の一時中止に係る手続きの参考様式	16

工事一時中止ガイドライン

I 策定の目的

森林整備保全事業の工事の実施において、自然的・人為的な事象や地元調整・各種協議の状況等により、準備工・本体工事に着手できない事態や、工事の施工途中で中断を余儀なくされる事態が生じることがある。

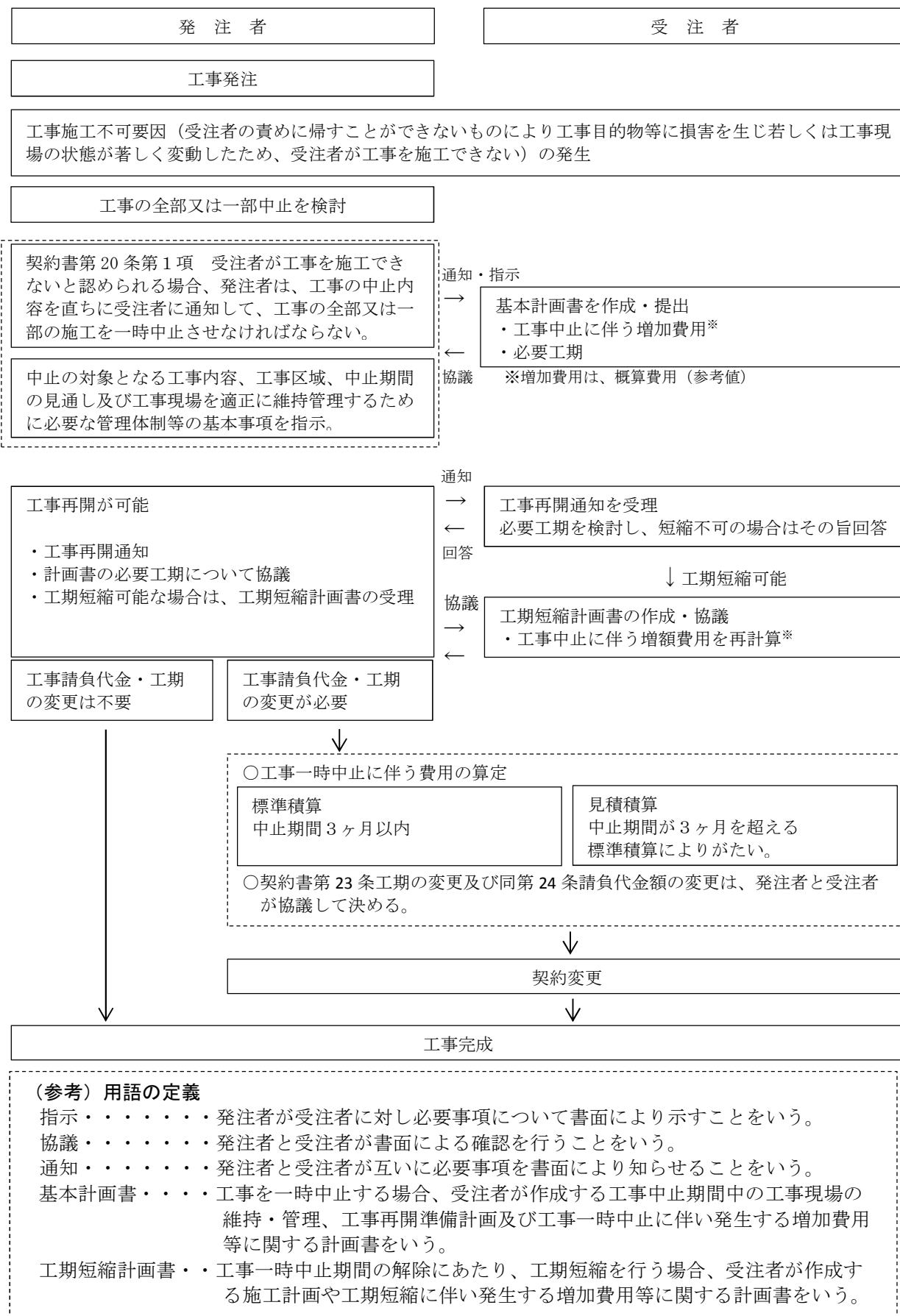
このような事態において、受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事請負契約書第 20 条（工事の中止）に基づき、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない。

また、発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

本ガイドラインは、発注者及び受注者が、工事請負契約書第 20 条に基づく工事一時中止に係る手続き及び増加費用の取扱いについて十分理解し、これらに係る事務処理の円滑化を図ることを目的にとりまとめたものである。

Ⅱ 工事一時中止に係る手続き

1 工事の一時中止に係る手続きフロー



2 発注者の中止指示義務

受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が著しく変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない。（工事請負契約書第 20 条第 1 項）

（参考）契約書第 20 条

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときには必要な費用を負担しなければならない

<具体事例>

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため施工できない場合（請負契約書第 16 条関係）

イ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備等が発見されたため施工を続けることが不可能な場合等（請負契約書第 18 条関係）

② 自然的又は人為的な事象（天災等）のため工事を施工できない場合

ア 台風や集中豪雨などの自然災害により工事が続行できなくなった場合

イ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行ができない場合

ウ 工事に対する住民の反対運動等により工事の続行ができない場合

エ 関連する工事の開始又は完了時期の遅延により工事の続行を不相当と認めた場合

オ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合

カ 関係機関との協議が整わないため、工事の続行ができない場合

<留意事項>

ア 客観的にみて「施工できないと認められる状態」となっている場合は、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。（工事請負契約書第 20 条第 1 項）

このような場合において、発注者が工事の一時中止を通知しなければ、受注者は本来必要としない費用の負担を強いられることもあるため、発注者は、速やかに工事一時中止の手続きを行うことが肝要となる。

イ 発注者は、工事の施工上必要な用地を受注者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。（工事請負契約書第 16 条第 1 項）

しかしながら、工事施工中の条件変更に伴い、追加用地や借地期間の延長等の必要が生じ、その対応に時間を要することで工事が施工できない場合は、発注者は、工事の一時中止を通知しなければならない。

ウ 発注者が工事の一時中止を検討する時点においては、中止期間の見通しが確定的でない場合もあるが、当面は、中止期間が 2 週間を超えることが見込まれることを目安として、工事の一時中止の通知を行うものとする。

なお、中止期間が 2 週間以内と見込まれる場合であっても、現場の状況、受注者

からの要請等を踏まえて必要と判断される場合は、工事の一時中止の通知を行うものとする。

エ 受注者は、工事現場が施工を一時中止せざるを得ない状態となった場合は、発注者と協議を行う。

3 発注者の中止権

発注者は、契約書第 20 条第 1 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。（工事請負契約書第 20 条第 2 項）

＜具体的事例＞

ア 受注者が契約図書に違反した場合

イ 受注者が監督職員の指示に従わない場合

4 工事を一時中止させる場合の指示内容等

発注者は、工事の施工を一時中止させる場合は、受注者に対して、中止の対象となる工事内容及び工事区域、中止期間の見通し、工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の基本事項を指示するものとする。この場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどの位の時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

また、一時中止している工事について、施工可能と認められるときは、発注者は、工事の再開時期を受注者に通知するものとする。

5 基本計画書の作成・提出

発注者からの通知及び指示により、受注者が施工を一時中止する場合は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出の上、承諾を得るものとする。

また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

なお、増し分費用は、受注者から請求があった場合に適用する。

基本計画書の記載内容（例）

- 基本計画書作成の目的
- 中止指示時点における確認事項
 - 工事の出来形
 - 従業員（下請作業員を含む）の体制及び労働者数
 - 搬入済の材料及び建設機械器具
 - 設置済の仮設備等
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - 従業員及び労働者の配置転換
 - 建設機械器具等の配置転換
 - 搬入済み材料の他工事への転用運搬
- 工事現場の維持管理に関する基本的事項
 - 従業員及び労働者の体制
 - 搬入済み材料の保管
 - 現場点検の実施方法
 - 天災等緊急時の対応、連絡体制
 - 中止期間中の実施作業
 - 中止期間中に現場存置が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- 工事再開準備計画
 - 従業員及び労働者の体制
 - 建設資機材の調達

※一時中止期間の見通しが明確でない場合の工事再開準備計画の内容は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保等について記載する。
- 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠
 - 発注者から指示があった時点で想定している増加費用の概算金額（一部中止の場合には、概算費用の記載を省略できる。）

※基本計画書に記載する増加費用等の概算金額は目安であり、最終的な金額とは異なる。
- 基本計画に変更が生じた場合の手続き

＜留意事項＞

ア 基本計画書は、基本計画書の記載内容（例）の各項目について、一時中止を通知した時点で受注者及び発注者が確認を行い、受注者及び発注者間の認識の相違が生じることのないよう作成するものである。

イ 工事着手前に工事が一時中止となった場合であっても、受注者は、施工計画書とは別に基本計画書を作成し、提出しなければならない。

ウ 基本計画書の提出後、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者は、変更基本計画書を提出し、承諾を得るものとする。

なお、基本計画書の変更にあたっては、事前に変更内容について受注者及び発注者間で協議し、協議した結果を工事打合せ簿等の書面により確認するものとする。

6 工事一時中止期間中の配置技術者の取扱い

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者及び監理技術者

(以下「監理技術者等」という。)の設置等については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長から各都道府県主幹部局長あて)により適正に運用が徹底されているところである。

工事の一時中止に伴う監理技術者等の専任期間及び途中交代の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき適正に取扱うものとする。

監理技術者制度運用マニュアル(抜粋)

二 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

(1)～(3) [略]

(4) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中で交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

②・③ [略]

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) [略]

(2) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

① [略]

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③・④ [略]

7 工期短縮計画書の作成

発注者は、工事一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した

場合は、受注者と協議し合意を図るものとする。

受注者は、発注者との協議により工期短縮を行う場合は、工期短縮計画書を作成し、発注者と協議する。

なお、工期短縮計画書の作成にあたっては、事前に工期短縮に伴う増加費用等について受注者及び発注者間で協議し、協議した結果を工事打合せ簿等の書面により確認するものとする。

工期短縮計画書の記載内容（例）

- 工期短縮計画書作成の目的
- 施工計画
 - 計画工程表
 - 従業員及び労働者の体制
 - 建設資機材の調達
 - 施工方法
 - 安全衛生計画等
- 工期短縮に伴い発生する増加費用及び算定根拠

＜留意事項＞

- ア 受注者は、承諾を受けた工期短縮計画により施工し、工期の遵守に努める。
- イ 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

8 請負代金額又は工期の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（工事請負契約書第 20 条第 3 項）

（１）請負代金額の変更

- ① 発注者は、工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
 - ・ 増加費用：工事現場の維持に要する費用
 - ・ 損害※：工事体制の縮小又は工事の再開に要する費用※工事請負契約書第 29 条（不可抗力による損害）とは別の取扱い
- ② 増加費用の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。
- ③ 費用の算定にあたっては、増加費用と損害は区分せず、工事一時中止に伴う増加費用及び損害（以下「増し分費用」という。）をまとめて算定する。
- ④ 増し分費用は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負代金額の変更とは区別して算定する。

（２）工期の変更

工事一時中止に伴う工期の延長期間は、原則、工事を一時中止した期間とすることが妥当である。

ただし、地震、災害等の場合は、取片付け期間や復旧期間に長期を要する場合があり、取片付け期間や復旧に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

（３）増し分費用の範囲

増し分費用として積算する範囲は、中止期間中の工事現場の維持管理に要する費用、工事現場の体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用とする。

なお、具体的内容は、次のとおりとする。

- ① 工事現場の維持管理に要する費用
中止期間において、工事の再開に備え、工事現場の維持管理、労務者及び従業員並びに建設機械器具等の保持のために必要な費用とする。
- ② 工事現場の体制の縮小に要する費用
中止指示時点における工事現場の体制から中止した工事現場を維持管理するため

に必要最小限な体制まで縮小することにより不用となった労務者及び従業員並びに建設機械器具等の配置転換に要する費用とする。

③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる態勢にするために労務者及び従業員並びに建設機械器具等の再転入に要する費用とする。

④ 増し分費用は、中止期間において工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店費用も対象となる。

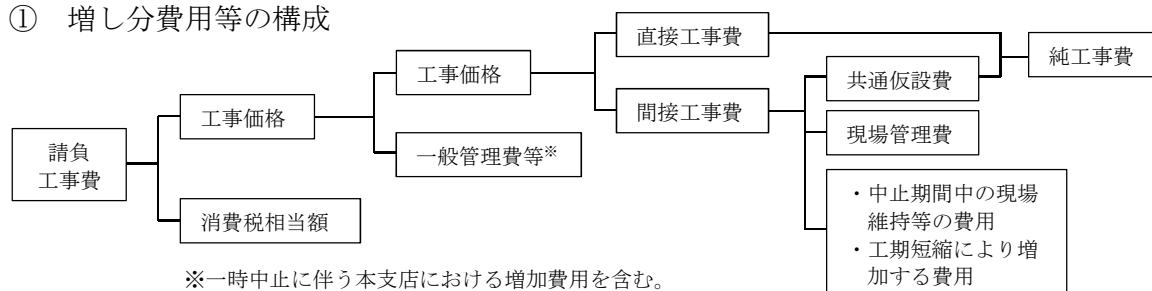
(4) 増し分費用の算定

① 増し分費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを受注者及び発注者間で協議して算定するものとする。

② 増し分費用の各構成項目は、(5)に定める内容により積算するものとする。

(5) 増し分費用の項目と内容

① 増し分費用等の構成



② 増し分費用の項目

ア 現場における増し分費用（積上げ又は率計算により計上）

(ア) 材料費

a 材料の保管等の費用

搬入済の材料のうち倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管した材料の保管料及び入出庫手数料

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

搬入済の材料のうち、他の工事現場に転用した材料の運搬費用

c 元設計において期間要素を考慮して直接工事費に計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

(イ) 労務費

a 工事現場の維持に必要な労務費

労務費は、原則として計上しないものとする。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事で、作業員を確保しておく必要があるため、労務者を常駐させた場合はその費用

b 他職種に転用した場合の労務費差額

aのただし書による技能労務者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種との単価差額の労務費用

(ウ) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持管理等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用 工事現場の維持のために必要な機械並びに搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした機械を存置する費用

b 工事現場の維持のために機械の運転に要する費用

- (オ) 運搬費
 - a 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用
中止時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを、一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用
 - b 大型機械類の現場内運搬
元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用
- (カ) 準備費
中止に伴う工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備等に要する費用
- (キ) 仮設費
 - a 仮施設等の損料等
 - (a) 仮施設の損料等
仮施設のうち、元設計において期間要素を考慮しているものの中止期間に係る損料及び維持補修の費用
 - (b) 仮設材料の損料
搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の中止期間に係る損料
 - b 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用（保安要員費を含む。）
- (ク) 事業損失防止施設費
(キ) 仮設費に準じて積算した費用
- (ケ) 安全費
 - a 既存の安全施設等に係る費用 安全施設等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上している安全施設等の中止期間に係る損料及び保安要員の費用
 - b 工事現場の維持のために新たに必要になった安全施設等に要する費用
- (コ) 役務費
 - a 材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上している材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ等に要した費用
 - b 用水・電力等の基本料金 元設計において計上している用水・電力等に係る中止期間の基本料金
- (サ) 技術管理費
原則として計上しないものとする。ただし、搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上している機器等については、機器等の中止期間に係る損料
- (シ) 営繕費
営繕施設の中止期間に係る損料及び維持補修に要する費用及び工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者の輸送費
- (ス) 社員等従業員給料手当
 - a 中止期間中の工事現場の維持管理のために現場に常駐する従業員に支給する給料手当
 - b 中止指示時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制の人員に縮小するまでの間、残留していた縮小対象の従業員に支給する給料手当
 - c 工事現場の維持体制の人員から工事を再開する体制に移行するまでの間、増員となる従業員に支給する給料手当
- (セ) 労務管理費
 - a 労務者の転出入に要する費用 遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復

帰のための転入に要する費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（以下「専従的労務者」という。）とする。

- b 解雇又は休業手当に要する費用適当な転入先（他の工事現場等）を確保することができない専従的労務者の解雇又は休業手当に要する費用
- (リ) 福利厚生費等
中止の期間中の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信費の費用
- (ル) 地代
中止期間中の営繕施設に係る敷地の借上げに要する費用
- イ 本支店における増し分費用
現場における増し分費用の発生に伴い本支店で要する費用
- ウ 消費税等相当額
現場及び本支店における増し分費用にかかる消費税等相当額

(6) 増し分費用の積算方法

標準積算：工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延長となった場合を含む。）に適用し、一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可

積上積算：標準積算によりがたい場合

① 標準積算

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率で計上する項目とする。

ア 積上げ項目

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

- ・直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- ・直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

イ 率で計上する項目

(ア) 運搬費の増加費用

- ・現場に搬入済みの建設機械を他の工事現場に搬出し、また、工事再開時に再搬入する費用
- ・大型機械類等の現場内小運搬に要する費用

(イ) 準備費の増加費用

- ・通常の準備作業及び再開準備に要する費用

(ロ) 安全費の増加費用

- ・既存の安全設備及び工事現場の維持に関する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

(ハ) 役務費の増加費用

- ・仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

(ニ) 営繕費の増加費用

- ・現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料等に要する費用
- ・工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者の輸送費

(ホ) 現場管理費の増加費用

- ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

a 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持管理のために現場に常駐する従業員に支給する給料手当等

b 労務管理費

工事中止により遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者を含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のための転入に要する費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（以下「専従的労務者」という。）とする。

解雇又は休業手当に要する費用適当な転入先（他の工事現場等）を確保することができない専従的労務者の解雇又は休業手当に要する費用

c 福利厚生費等

中止の期間中の現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用

(き) 地代

- ・中止期間中の営繕施設に係る敷地の借上げに要する費用等

ウ 積算方法

標準積算による増し分費用の算定は、本工事に着手後に一時中止した場合を対象として適用することが可能であり、算定方法は次のとおり。

なお、本工事に施工着手前に一時中止となった場合の増加費用について、受注者及び発注者間でトラブルが発生しないよう、契約図書に適切な条件（用地確保の状況、関係機関との協議状況等の工事着手に関する条件）を明示するとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うことが重要となる。

○一時中止に伴う現場維持等に要する費用は、次式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

G：中止期間中の現場維持等の費用（円、1,000 円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（％、小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（円、1,000 円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（円、1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^b - (J / (a \times J^b)) \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）、

A、B、a、b：下表の係数

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響あり)山間僻地・離島	市街地(DID 地区・準ずる地区)			
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C 橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
治山・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933

② 積上積算

積上積算による増し分費用の積算は、次により行うものとする。

ア 現場における増し分費用

(ア) 材料費

a 材料の保管等の費用

保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料

直接工事費に計上されている材料の損料は、次式により算定する。

材料損料＝中止期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料

(イ) 労務費

a 工事現場の維持に必要な労務費

現場に常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

※中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。

b 他職種に転用した場合の労務費差額

本来の職種外の作業に従事した場合の労務費差額は、次式により算定する。

労務費差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(ウ) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持管理等のため、中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(エ) 機械経費

工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝中止期間×供用 1 日当り損料

(オ) 運搬費

①標準積算のイの(ア)運搬費の増加費用に同じ

(カ) 準備費

工事現場で必要とされた各作業に対し、次式により算定する。

準備費＝延人数×職種別労務単価

(キ) 仮設費

a 仮施設等の損料等

(a) 仮施設の損料

次式により算定する。

仮施設の損料＝中止期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料

なお、仮施設の維持補修費は、必要に応じて計上する。

(b) 仮設材料の損料

(a)に準じて算定する。

b 工事現場の維持のために新たに必要になった仮施設等に要する費用を積算基準により算定する。

(ク) 事業損失防止施設費

(キ) a (a)仮施設の損料に準じて算定する。

(ケ) 安全費

元設計において積上げ計上されている既存の安全施設等に係る費用は、次式により算定する。

安全費＝中止期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料

(コ) 役務費

元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

(サ) 技術管理費

(キ) a (a) 仮施設の損料に準じて算定する。

(シ) 営繕費

元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

営繕損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費

(ス) 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持管理のため現場に常駐する従業員に支給する給料手当は、次式により算定する。

常駐従業員給料手当＝常駐日数×基準日額※

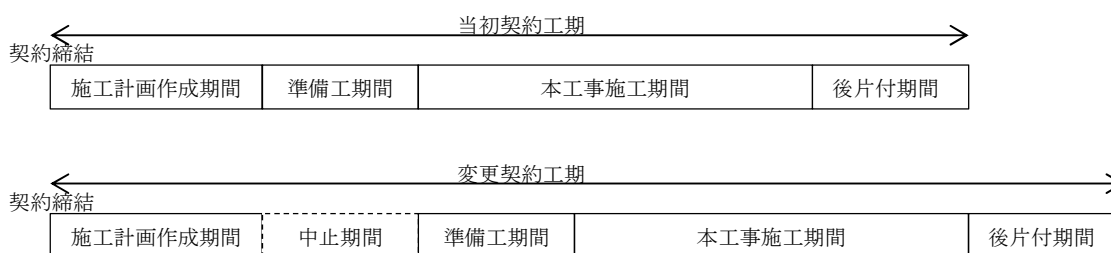
※基準日額は、作業日報及び給与明細等を基に算定する。

イ 本支店における増し分費用

本支店における増し分費用は、元設計の費用に工事中止に伴う増加費用等を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定する。

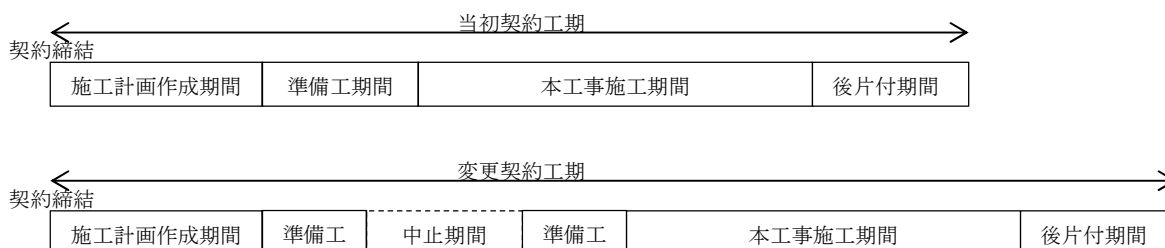
9 増し分費用の考え方

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合



- ① 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ② 発注者は、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事請負契約書第16条2項に基づき工事用地等の管理を行う。
- ④ 受注者は、発注者との協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- ⑤ この場合、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

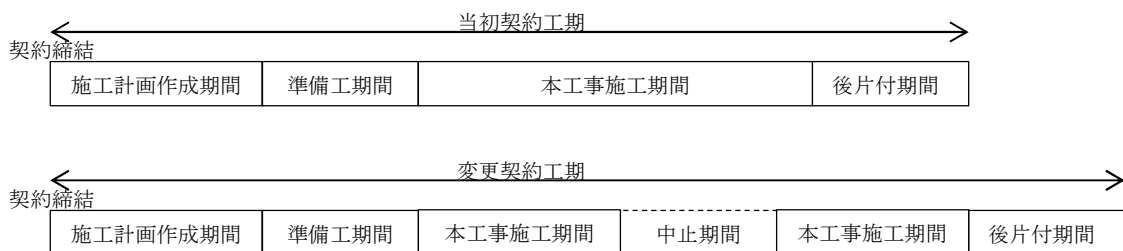
(2) 準備工期間に中止した場合



- ① 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

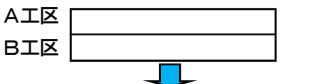
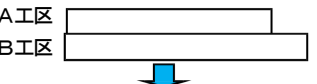
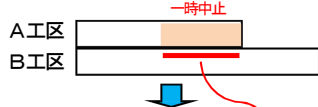
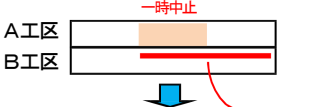
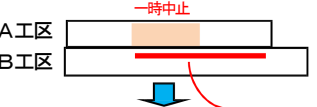
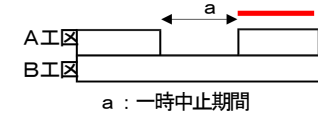
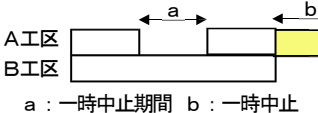
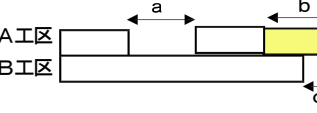
- ② 発注者は、準備工の継続又は本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得る。
※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
※概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
- ④ 増し分費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ⑤ 増し分費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議して決定する。

（３）本工事施工中に中止した場合



- ① 本工事期間とは、準備工期間後で、本工事施工期間をいう。
- ② 発注者は、本工事施工期間中に施工を継続することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ③ 受注者は、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得る。
※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
※概算費用は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
- ④ 増し分費用の算定は、中止期間が３ヶ月以内は標準積算（積上げ積算及び率で計上する積算）により行い、３ヶ月を超える場合は、積上げ積算により行い、費用の必要性・数量など受注者及び発注者が協議して決定する。

(参考) 増加費用の協議対象期間 (例)

増加費用の協議対象期間（例）						
ケース	ケース①		ケース②		ケース③	
	A工区を一時中止したが 工期延期が生じない場合		A工区の一時的中止により 工期延期が生じた場合			
当初工程						
一時中止 の指示						
増加費用 の協議対 象期間の 考え方	 a：一時中止期間		 a：一時中止期間 b：一時中止に伴う工程（工期）延長期間		 a：一時中止期間 b：一時中止に伴う工程延期期間 c：一時中止に伴う工期延期期間	
	増加費用の主な費目	対象期間	増加費用の主な費目	対象期間	増加費用主な費目	対象期間
	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	—	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	b	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	c
	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a
	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	—	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	b	営繕施設等費用 ※（現場事務所）	c
	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a	機械経費・仮設物損料 ※（中止期間現場存置）	a
※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。						
※上表は、標準的なケースを例示したものであるため、各工事等の状況に応じて適用の判断を行うものとする。						

Ⅲ 工事の一時中止に係る手続きの参考様式

様式－１

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

監 督 員

請負工事の一時中止について

工事名：

平成 年 月 日契約締結した標記工事について、下記のとおり工事の一時中止を通知されるよう上申します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
 - (4) 中止期間中における工事現場の維持管理等（別紙－１のとおり）

(別紙－１)

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

中止の対象となる工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の必要事項について、受注者に指示する内容を詳細に記述する。

(受注者)

殿

(発注者)

支出負担行為担当官

氏 名 印

工事の一時中止について

工事名：

平成 年 月 日契約締結した標記工事について、下記のとおり工事を一時中止されるよう、工事請負契約書第 20 条の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
- 3 管理体制等の基本事項
中止期間中における工事現場の維持管理等を別紙－１により行うこと。
- 4 基本計画書の提出
中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督職員に提出し、承諾を得ること。
 - (1) 中止指示時点における確認事項
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小に関すること
 - (3) 工事現場の維持管理に関する基本的事項
 - (4) 工事再開準備計画
 - (5) 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠
- 5 一時中止に関わる費用
一時中止に関わる費用は、監督職員が承諾した基本計画書に基づき、工事再開後に速やかに協議を行うものとする。

(別紙－１)

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

中止の対象となる工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の必要事項について、受注者に指示する内容を詳細に記述する。

(発注者)

支出負担行為担当官 殿

(受注者)

印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

工事名：

平成 年 月 日付けで工事一時中止のあった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

別紙

基本計画書

- 1 中止指示時点における確認事項
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小に関すること
- 3 工事現場の維持管理に関する基本的事項
- 4 工事再開準備計画
- 5 工事一時中止に伴い発生する増加費用の概算金額及び算定根拠

番 号
年 月 日

(受注者)

殿

(発注者)

支出負担行為担当官

氏 名 印

工事の再開について

工事名：

平成 年 月 日付けで一時中止を通知した標記工事について、平成 年 月 日より再開されるよう通知します。

なお、中止期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。